

令和3年2月3日

第2回定例北見市教育委員会議案

北見市教育委員会

令和3年第2回定例北見市教育委員会付議事件一覧

議案番号	件名	ページ
議案第1号	北見市教育委員会の学齢児童生徒に係る事務に従事する市長部局職員の併任発令に関する規程の一部を改正する訓令について	1
議案第2号	北見市留辺薬町開拓資料館管理規則の一部を改正する規則について	3
議案第3号	教育費予算案（2月補正）に同意することについて	5
議案第4号	令和3年度教育費予算案に同意することについて	6
議案第5号	北見市入学準備金貸付内定者の決定について	7

議案第1号

北見市教育委員会の学齢児童生徒に係る事務に従事する市長部局職員の併任発令に関する規程の一部を改正する訓令について

北見市教育委員会の学齢児童生徒に係る事務に従事する市長部局職員の併任発令に関する規程の一部を次のとおり改正する。

令和3年2月3日提出

北見市教育委員会
教育長 志 賀 亮 司

北見市教育委員会の学齡児童生徒に係る事務に従事する市長部
局職員の併任発令に関する規程の一部を改正する訓令

北見市教育委員会の学齡児童生徒に係る事務に従事する市長部局職員の併任
発令に関する規程(平成18年教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正
する。

第2条中「(市民サービスセンターを除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議案第2号

北見市留辺蘂町開拓資料館管理規則の一部を改正する規則について

北見市留辺蘂町開拓資料館管理規則の一部を次のように改正する。

令和3年2月3日提出

北見市教育委員会
教育長 志 賀 亮 司

北見市留辺蘂町開拓資料館管理規則の一部を改正する規則

北見市留辺蘂町開拓資料館管理規則(平成18年教育委員会規則第70号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北見市留辺蘂町武華駅通管理規則

第1条中「北見市留辺蘂町開拓資料館条例」を「北見市留辺蘂町武華駅通条例」に改め、「北見市」を削り、「北見市留辺蘂町開拓資料館(以下「資料館」という。)」を「駅通」に改める。

第2条中「資料館に」を「駅通」に、「とき」を「者」に、「開拓資料館寄贈・寄託申出書(別記様式)」を「駅通資料寄贈・寄託申出書(別記様式1号)」に、「提出しなければならない。」を「委員会に提出しなければならない。」に改め、同条を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 委員会は、駅通資料の寄贈又は寄託を受けたときは、当該駅通資料を寄贈又は寄託した者に対し駅通資料寄贈・寄託受領書(別記様式第2号)を交付するものとする。

第2条に第1項として次の1項を加える。

委員会は、駅通資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

別記様式中「開拓資料館寄贈・寄託申出書」を「」に改め、同様式の様式を次のように改める。

駅通資料寄贈・寄託申出書

[別紙参照]

別記様式を別記様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号(第2条関係)

駅通資料寄贈・寄託受領書

[別紙参照]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第3号

教育費予算案（2月補正）に同意することについて

教育費予算案（2月補正）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、次のとおり市長から意見を求められたので、原案に同意する。

令和3年2月3日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀亮司

議案第 4 号

令和 3 年度教育費予算案に同意することについて

令和 3 年度教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、次のとおり市長から意見を求められたので、原案に同意する。

令和 3 年 2 月 3 日提出

北見市教育委員会
教育長 志 賀 亮 司

議案第 5 号

北見市入学準備金貸付内定者の決定について

北見市入学準備金貸付内定者の決定について、次のとおり承認を求める。

令和 3 年 2 月 3 日提出

北見市教育委員会
教育長 志 賀 亮 司